

「焦る気持ちが 事故招く ゆとりを持って 安全運転」平成30年度最優秀交通安全標語

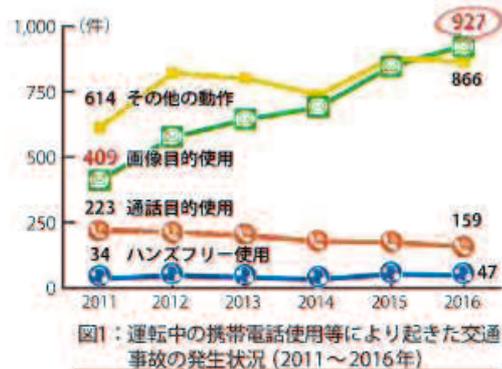
先月実施した「春の交通安全キャンペーン」期間中に残念ながら交通事故が発生してしまいました。通勤途中、信号で停止していたが青信号で発進した。前方が渋滞しておりカーナビ操作を行ったところ、前車に追突してしまった。今回の事故はカーナビを操作したことによるわき見運転が要因ですが、運転中、携帯電話やスマートフォンの着信が気になり、つい画面に目を移して「何だろう?」と確認したことはありますか? また、手を使わない(ハンズフリー)装置を使用して、通話しながら運転しても「安全運転に支障はない」と思っていないですか?

当社でも、本年4月に総務部・環境安全部より「通勤中や社内で歩きながらスマホ(携帯)を操作したり(見たり)、自動車や自転車等運転中にスマホ(携帯)を操作したり(見たり)することを全面禁止」の連絡書を発信しました。

今月は、運転中に携帯電話の画面を見る・操作する・通話することによる危険性について考えてみましょう。

I. 運転中に携帯電話やスマートフォンを使用するのはやめよう!

1. ドライバーが携帯電話等の画面を見ていたことによる事故は、5年前の約2.3倍に増加!



・2016年中の携帯電話等の使用による交通事故は1,999件で、5年前に比べ約1.6倍に増えていきます。そのうち、携帯電話等の画面を見たり操作したり(画像目的使用)して発生した事故は927件で、全体の約46%を占め、5年前の約2.3倍に増加しました(図1)。死亡事故になると画像目的の割合が約63%を占め、運転中の危険な行為であることがわかります。

一方、ハンズフリー装置を使用した通話や片手で通話するケース(通話目的使用)の交通事故は、画像目的使用に比べて少ないものの、5年前と変わらず発生しつづけています。

2007~2014年の8年間の携帯電話使用時の事故発生場所と事故タイプの割合をみると、通話目的使用と非使用は割合が似ています(図2)。しかし、画像目的使用は直線の単路や交差点付近など、周囲に対する注意が散漫になる場所や状況で使用し、追突事故を起こしているケースが多くなります。また、死亡事故では画像目的使用・通話目的使用ともに歩行者との接触や単独事故が多く、加えて通話目的使用では正面衝突が多くなります。

事故直前の速度をみると、画像目的使用の場合は事故の約7割が20km/hを超えており、非使用の約4割と比べ、高い割合となっています。視線が画像に向いて、前方の危険に気づかないため、減速することなく事故を起こしている様子が見られます。



図2：携帯電話等使用状況別 事故発生場所と事故タイプの割合 (2007～2014年合計)

2. 運転中に携帯電話の操作や通話を行うと、周囲の危険察知が難しくなる

・運転中の携帯電話使用に関する調査によると、日ごろから運転しているドライバーの半数が、使用したことが「ある」と答えました(図3)。「ある」と答えたドライバーに使用目的を聞いたところ、「かかってきた電話等に出た」「着信したメール等のメッセージを確認した」「着信中の電話などの発信元を確認した」などの行為が上位を占めました(複数回答)。

では、運転中に携帯電話等を使用すると走行にどのような影響が出るか、教習所のコースを使った自動車テストをみてみましょう。

スマートフォンでメールやゲーム等の操作をしながら運転したときは「飛び出したボールに衝突」「信号の見落とし」「ハンドルの操作が不安定になり対向車線にはみ出す」ケースなど、運転操作に大きな影響を与えました。

このときのドライバーの視線の動きをみると、通常の運転では視線は広範囲をしっかりと確認しながら走行しています。しかし、スマートフォンを操作しながら運転するときの視線は、画面に近いところから前方の狭い範囲までしか確認しておらず、横からの飛び出しや信号の変化に気づくのが難しくなります。また、前方をよく見ていないうえに、片手でハンドル操作をしているので、走行が不安定になり、車線を逸脱して重大事故を起こす危険性が高くなります。

一方、ハンズフリー装置で通話したときは、「ウインカーの遅れや出し忘れ」「停止が遅れる」などが目立ちます。視線は通常と同じように広範囲を見ていても、意識が運転から通話に向いてしまうため、危険に対する反応が遅れたり気づかなかったりして、事故につながる危険性があります。

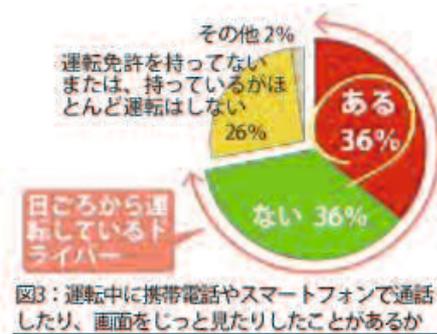
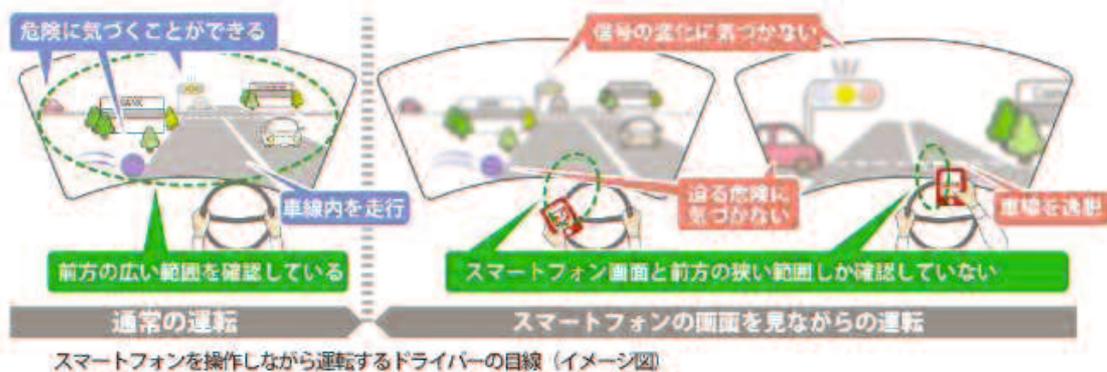


図3：運転中に携帯電話やスマートフォンで通話したり、画面をじっと見たりしたことがあるか



スマートフォンを操作しながら運転するドライバーの目線 (イメージ図)

3. 運転中に携帯電話やスマートフォンを使用するのはやめよう！

・運転中に、携帯電話やスマートフォンの表示された画面をじっと見たり、手で持って通話したりする行為は、道路交通法第71条第5号の5「運転者の遵守事項」で禁じられています。

携帯電話やスマートフォンは、着信しても音も振動もないようにドライブモード(公共モード)に設定し、カバン等に入れましょう。使用するときには、車を安全な場所に停止してから使用しましょう。

また、ハンズフリー装置を使用しての通話も、漫然運転につながるおそれがあるのでやめましょう。



◆運転中に携帯電話やスマートフォンを使用すると、周囲の危険察知が難しくなるのでやめましょう。運転中はドライブモード(公共モード)に設定し、カバンなどに入れましょう。

II. 今月の交通ヒヤリハット

・事業場より提出されたヒヤリハットです。危険予知活動に利用してください。

いつ	出勤途中
どこで	会社近くの交差点で
何をしている時に	車を運転中に
どうなった	前の車がウインカーをたさずに右折しようとした時に、目転車かどひ出し てきた

III. 今月のスローガン (企業開発センター交通問題研究室)

歩道を確認

走行自転車を 見落とさない